

(別添7)

痴呆性老人グループホーム適正実施指導事業実施要綱

1 目的

本事業は、市町村が定期的又は隨時に痴呆性老人グループホーム（痴呆対応型共同生活介護事業所）に立ち入り、適切なサービス提供が行われているかどうか確認するとともに、必要に応じて指導を行うことにより、痴呆性老人グループホームの適正な運営の確保に資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

市町村は、事業の全部又は一部を基幹型在宅介護支援センターを活用して実施することができる。

3 事業内容

痴呆性老人グループホームは、痴呆性の高齢者のみを対象としたサービスであり、かつ、小規模で密室性が高いため、他のサービス利用のように利用者から苦情が申し立てられる可能性が少ない。

こうした観点から、市町村が、定期的（おおむね年2回程度以上）又は隨時に、管下の痴呆性老人グループホームに立ち入り、適切なサービス提供が行われているかどうか確認するとともに、必要に応じて指導を行う。